

平成28年度第1回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成28年6月22日(水) 午前10時から午前11時40分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長	大西均	(公認会計士)
委員	紀伊雅敦	(香川大学工学部准教授)
委員	井上善弘	(香川大学経済学部教授)
委員	佐川友佳子	(香川大学法学部准教授)

(2) 市側出席者

外圍財政局長、森田財政局次長(契約監理課長事務取扱)、山下契約監理課技術検査室長、真部契約監理課長補佐、富岡契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、石川契約監理課契約政策係長、松本契約監理課工事契約係長、宮脇上下水道局次長、宮崎財務管理課財産契約室長、木内財務管理課主幹(財産契約室長補佐事務取扱)、白川財務管理課財産契約室財産契約係長、高橋道路管理課長、里石河港課長、香西建築課長、天雲下水道施設課長補佐、丸山水道整備課長、上原教育局総務課長補佐ほか

4 会議の概要

(1) 報告

ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

(ア) 工事等の発注状況について

平成28年1月から4月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札	35件	公募型指名競争入札	38件	指名競争入札	5件
随意契約	7件	随意契約(緊急工事)	6件		
		合計	91件		約46億7960万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札	3件	随意契約	19件		
		合計	22件		約1億2003万円

製造の請負

指名競争入札	1件				
		合計	1件		約247万円

(イ) 指名停止の状況について

平成28年1月から4月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。
合計 10者

(3) 審議（抽出事案について）

平成28年1月から4月までの発注工事のうち、委員会があらかじめ契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、以下の5件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 屋島中学校屋内運動場等改築工事
一般競争入札 建築一式工事
- イ 香西ポンプ場電気設備工事
一般競争入札 電気工事
- ウ 旧日新小学校東側横断歩道橋撤去工事
公募型指名競争入札 とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事
- エ 中間町外1町口径800mm配水管布設工事実施設計業務委託
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント業務
- オ 洲端ポンプ場 No. 2雨水ポンプ分解整備工事
随意契約 機械器具設置工事

(4) その他

- ・ 次回の会議の日程 平成28年10月

5 質疑応答（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
「屋島中学校屋内運動場等改築工事」 ・ 手持ち制限はあるのか。 ・ 過去の工事において、技術者不足等により、	・ 本市（市長部局及び病院局）の建設工事に係る手持ち件数の制限は、受注機会均等の観点から1者当たり3件までとなっている。ただし、平成27年度及び28年度については、上限を4件とする特例措置としている。 また、JVでの受注については、各構成員についても、それぞれ1件ずつ手持ちをカウントしている。 ・ 本市の発注件数は、総じて減少傾向にある

<p>応札者が不足する状況があったと思うが、現在の状況はどうなっているか。</p> <p>「香西ポンプ場電気設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が1者のみであったが、ポンプ場関連の案件は入札者が少ない傾向にあるのか。 ・ 入札に参加する者に必要な資格要件を緩和すれば応札者を増やせるのではないか。 ・ ポンプ設備工事及び機械設備工事は一定の競争性が見られる。ポンプ設備工事、機械設備工事、電気設備工事を一体発注することは可能か。 ・ 予定価格の設定に当たり、どのような積算を行っているのか。 ・ 準市内企業は、必ず市内の営業所に技術者を配置しているのか。 <p>「旧日新小学校東側横断歩道橋撤去工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加申請者が少ないが、その理由としては何が考えられるか。 ・ 本工事は対象となった歩道橋は、設置から50年以上経過しているようだが、同様に劣 	<p>中で、東京オリンピックの開催に向けたインフラ整備などの影響もあり、特定の業種において技術者不足の課題はあるものの、以前と比較し、競争性が確保できる状況にあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件は、既設の監視制御設備の機能増設を含む電気設備工事であり、新設の工事と比べ、応札者数が少ない傾向にある。 ・ 本案件については、20者程度が応札可能であり、競争性は確保できていたものと考ええるが、工事内容や配置する技術者などを勘案し参加を見合わせた業者が多いのではないかと推測される。 ・ 一体発注も可能であるが、専門工事ごとの分離発注を基本方針としている。 ・ 本案件は、複数者からの見積りを参考に積算基準に基づき積算を行い、予定価格を設定している。 ・ 手持工事件数の制限があることなどから、営業所に技術者を配置していない場合もあると思われる。 ・ 本案件については、施工場所の交通量が非常に多く、特に安全確保に努めた施工を行う必要があることなどの理由により、応札意欲が低下したものと推測される。 ・ 市内の歩道橋については、定期的に点検を実施しており、現状の把握に努めているが、
---	--

<p>化が進んでいると思われる市内の他の歩道橋については、今後、どのような方針で整備する予定なのか。</p> <p>「中間町外1町口径800mm配水管布設工事実施設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札参加可能業者は何者あったのか。また、参加を見送った業者は手持ち業務件数が影響したのか。 ・予定価格は事前公表か。 <p>「洲端ポンプ場 No. 2 雨水ポンプ分解整備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年に一度、分解整備を行っているとのことだが、前回実施した分解整備も同じ業者か。 ・今後の整備については、どう考えているか。 ・ポンプの取換えは、何年毎で行うのか。 ・随意契約の理由として、メーカーの独自技術を要する工事であるとしているが、予定価格についてはどのように算出したのか。 	<p>特に通学路としている歩道橋については、学校と協議を行い、補強等を検討し、また、閉校等により通学路として利用が見込めなくなった場合については、撤去を検討する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札参加可能業者数は7者を見込んでいた。また、参加を見送った理由は定かではない。 ・予定価格は事前公表している。 <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は、設置業者がメンテナンスを移管している系列会社と随意契約しているが、前回は、設置業者がメンテナンスも行っていたため、設置業者と契約した。 ・今回と同様に、毎月の点検と10年に一度の分解整備を予定しているが、点検時の状態や、不具合等が確認された場合は、更新等も検討する。 ・通常、ポンプの耐用年数は15年程度であり、これを超えた後については、分解整備を行うことにより、延伸している。なお、市内全体のポンプ施設において、更新計画を立て、計画的に改修及び更新を行っているところである。 ・実勢単価、歩掛り及び参考見積もりにより、積算を行った。
--	--

<p>・競争性の確保も大切であるが、企業に対して適正な収益を確保し、市内企業の支援につながることも重要であることから、本案件の予定価格は、適切であったと考えられるか。</p>	<p>・本市では、市内企業への優先発注を基本方針としており、一方、予定価格については、実勢価格や市場動向等が適切に反映されるよう最大限努めているところである。また、価格について折り合えない場合は、辞退も可能であることから、適切な価格であったと認識している。</p>
---	--